

菊池広域連合特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表

令和8年7月
菊池広域連合

菊池広域連合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「菊池広域連合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供》

1. 採用における課題について

（1）職員に占める女性職員の割合

	目標数値	R3	R4	R5	R6	R7	R8
事務局	—	0.0%	0%	8.3%	15.4%	23.1%	23.1%
消防本部	5%	2.5%	2.0%	3.0%	3.4%	3.4%	4.2%

（2）採用試験受験者の女性割合

	目標数値	R3	R4	R5	R6	R7
事務局	—	—	—	75.0%	—%	55.6%
消防本部	10%	3.9%	9.5%	10.3%	11.4%	11.5%

2. 配置・育成・教育訓練及び評価・登用における課題について

（1）各役職段階の職員の女性割合【事務局】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
課長級	0%	0%	0%	0%	0%	0%
課長補佐級	0%	0%	0%	0%	0%	0%
主幹級	0%	0%	0%	0%	0%	0%
係長級	0%	0%	0%	0%	33%	33%
主事・主任・参事級	0%	0%	25%	40%	40%	40%

（2）各役職段階の職員の女性割合【消防本部：係長級 10%（目標）】

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
課長級	0%	0%	0%	0%	0%	0%
課長補佐級	0%	0%	0%	0%	0%	0%
主幹級	0%	0%	0%	0%	0%	0%
係長級	4.5%	4.1%	4.2%	4.4%	4.1%	4.3%
主事・主任・参事級	2.7%	1.9%	3.7%	4.3%	4.5%	6.2%

3. 職員の給与の男女の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）	
	事務局	消防本部
任期の定めのない常勤職員	63.4%	80.8%
任期の定めのない常勤職員 以外の職員	77.5%	83.9%
全職員	63.4%	77.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（1）役職段階別

役職段階別	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）	
	事務局	消防本部
局長・次長相当職	— %	— %
課長相当職	— %	— %
課長補佐相当職	— %	— %
係長相当職	— %	87.8%

（2）勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）	
	事務局	消防本部
36年以上	— %	— %
31～35年	— %	— %
26～30年	— %	— %
21～25年	— %	82.7%
16～20年	— %	91.5%
11～15年	— %	— %
6～10年	— %	92.3%
1～5年	— %	103.8%

【説明欄】

役職段階別区分・勤続年数区分に該当する女性職員がいないもしくは、男性職員がいないため、「—」と記している。（該当者が1名の場合も含む）

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

4. 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和7年度）

区分	事務局	消防本部
管理的地位にある職員	0%	0%

【説明欄】

5. 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合（令和7年度）

区分	事務局	消防本部
局長・次長相当職	—	0 %
課長相当職	0 %	0 %
課長補佐相当職	0 %	0 %
係長相当職	33.3%	4.3 %

【説明欄】

6. 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況（令和7年度）

1. 男女別の育児休業取得率

（1）常勤職員

区分	事務局	消防本部
男性	—	64.3%
女性	—	—

（2）会計年度任用職員

区分	事務局	消防本部
男性	—	—
女性	—	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	事務局				消防本部			
	常勤職員		会計年度任用職員		常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—	0.0%	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—	11.1%	—	—	—
2週間以上1月以下	—	—	—	—	44.4%	—	—	—
1月超3月以下	—	—	—	—	44.4%	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—	0.0%	—	—	—

6月超9月以下	—	—	—	—	0.0%	—	—	—
9月超 12 月以下	—	—	—	—	0.0%	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	—	—	—	0.0%	—	—	—
24 月超	—	—	—	—	0.0%	—	—	—

【説明欄】

該当者がいない場合は、「—」で表記。

7. 職員の勤務時間の状況（令和7年度）

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられた勤務時間

区分	事務局		消防本部	
内部部局等	6.0	時間／月	7.65	時間／月
内部部局等以外	—	時間／月	—	時間／月

【説明欄】

該当者がいない場合は、「—」で表記。

＜職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備＞

（１）男女別の育児休業取得率（令和7年4月から令和8年3月まで）

	男性	女性
事務局	該当なし	該当なし
消防本部	64%	該当なし

（２）男性職員の配偶者出産休暇取得率（令和7年1月から令和7年12月まで）

事務局	該当なし
消防本部	81.8%

（３）年次有給休暇平均取得日数（令和7年1月から令和7年12月まで）

事務局	12.6日
消防本部	17.9日